

令和7年9月25日

第15回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第15回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和7年9月25日(木) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」の取下げについて

報告第3号 農地法第3条の規定による許可取消について

議案第1号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について（利用権設定分）

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（除外）申出の意見決定について

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第5号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 松 木 茂 久	2 番 生 川 裕 也	3 番 福 久 迫 義 隆
4 番 前 田 真津美	5 番 井 手 康 則	6 番 西 村 久 則
	8 番 石 嶺 義 孝	9 番 下 高 原 誠
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 川 路 利 広	12 番 西 山 昭 二
13 番 小 荒 田 大 樹	14 番 德 留 幸 信	15 番 下 川 道 孝
16 番 池 田 由美子	17 番 濱 田 保	18 番 田 代 繁 樹
19 番 税 田 祐 子		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 森 川 泰 夫	22 番 奥 村 祐 樹
23 番 前 田 剛	24 番 今 村 量 則	25 番 南 圭 司
26 番 京 田 富 久	27 番 鶴 田 伸 一 郎	28 番 小 村 亮 太
29 番 湯 之 上 大 幸	30 番 廣 森 修	31 番 田 之 上 洋
32 番 濱 田 卓 郎	33 番 上 拂 忠	34 番 松 澤 雅 人
35 番 澤 山 善 治	36 番 下 吹 越 浩 之	37 番 大 迫 恵 太
38 番 下 吉 一 宏		

1 小委員長

4 番 前 田 真津美

1 欠席委員

7 番 滝 下 真弥子

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地総務係長

農地総務係主任

主幹兼振興係長

振興係主任

振興係主事

振興係主事

主幹兼地域計画係長

地域計画係主査

小 吉 建 治

前 村 修

今 奈良 昂 平

前 田 昭 市

上 高 原 明 美

藤 久 保 宏 実

池 田 恵

向 吉 真 一

宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第15回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「14番委員」と「15番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第3号農地法第3条の規定による許可取消についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第3号農地法第3条の規定による許可取消についての説明をいたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 今月の議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分は16件です。 それでは、議案書の5ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち1番から3番については、新規就農者に関する案件であり、地区担当委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員に報告を求めます。
11番委員	番号1番から3番につきまして、8月27日に私と30番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、もともと調理人をしていましたが、休日に親族の農業を手伝っているうちに楽しさを覚え、このたび新規就農者となりました。 農機具等は、トラクターや耕運機など自己所有のものを使用し、栽培技術や機械の操作については、叔父に教わるため問題はありません。 栽培品目としては、オクラやスナックエンドウを中心に、年間販売高500万円を目指しており、現在の栽培品目で技術力を高めて反収を上げていきたいとのことでした。 なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	以上で報告を終わります。 ただいま担当委員の報告のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち1番から3番について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち、1番から3番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち、4番から9ページ17番まで、一括審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
11番委員	14番の対価が、高めに設定されていますが、何か理由がありますか。
事務局	ハウス込みの金額ということで、高めに設定しているようです。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、4番から17番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、4番から17番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。
	これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	9月10日の転用調査時に、私と30番委員、34番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。
	1番と3番から9番は売買、2番と11番は親族への贈与、10番、12番及び13番は知人への贈与で、贈与税に関しては理解しているとのことです。
	13件のうち5番と6番は、住宅に隣接する農地で、所有権移転の特

例を適用した申請となっていますが、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われます。

最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資料の2ページから46ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断しますが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち、1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、13番委員の退席を求めます。

(13番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、1番については原案のとおり承認することに決定いたします。

(13番委員の復席を確認)

次に、議案第2号のうち、2番についてご審議願います。

これにつきましても、会議規則第25条の規定を準用し、31番委員の退席を求めます。

(31番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、2番については原案のとおり承認することに決定いたしま

委員
議長

委員
議長

小委員長

議長

す。

(31番委員の復席を確認)

次に、議案第2号のうち、3番から14ページ13番まで一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号のうち、3番から13番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、3番から13番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち除外申出の意見決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の47ページをお開きください。

申請地は、 から北東へ550m離れた農地で、東と南は畑、西は里道、北は宅地に接しています。

申請地は、農用地区域内農地であります。除外後の農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

事業計画者は鹿児島県で、二反田川河川改修工事に伴う立ち退きにより、現居住地の南側に申請地と宅地を一体利用し、新たに一般住宅を建設する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行うことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、農用地除外もやむを得ないものと判断いたしましたが、皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

委員
議長

それでは、議案第3号の除外申出について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、除外申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

審議資料の48ページをお開きください。

申請地は、 から東へ200m離れた農地で、東は雑種地、西は畑、南は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地に自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置することから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は農業用冷蔵庫及び通路です。

審議資料の49ページをお開きください。

申請地は、 から南へ1,230m離れた農地で、東は雑種地、西と南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である一時転用に該当します。なお、本申請の一時転用期間は3年間となっております。

申請人は、主に野菜を生産販売する農家で、計画的な出荷のため、申請地の一部に冷蔵庫を4台設置し、生産物を保管する計画です。また、生産物に関しては大型トラックで搬入することから、併せて通路も整地する計画です。

土地の形状については現状のままで、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、2件の申請に対しては報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

12番委員

番号2番について、転用目的が農業用冷蔵庫で、一時転用の3年間としている理由を教えてください。

事務局

農業用冷蔵庫を試験的に置いて、必要がなくなれば撤去したいので、一時転用としております。なお、一時転用期間は3年以内と決まっております。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。議案書の17ページをお開きください。

今月は、売渡申出が5件です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の50ページから

72ページに掲載しています。

続きまして、買受・借受を説明いたします。

議案書の20ページをお開きください。

今月は、借受希望が1件です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。

 それでは、議案第5号について、ご審議願います。

 ご質疑、ご意見はございませんか。

11番委員 買受・借受の番号1番について、借受申出人は、現在、池田地区の農地を借りて営農を行っていると思いますが、今回、垂門や久保地区の農地を何故希望しているのか、理由がわかれば教えてください。

事務局 申出人の居住地の北十町から池田地区に通作していますが、池田に行く途中の垂門か、池田より遠方の開聞かを希望とのことですか。

11番委員 この方は地元の方ですか。それから農業の見習いとして、どこかで経験を積んできた方ですか。

事務局 地元の方です。認定新規就農者として、経営開始資金の交付を受けて、営農を行っております。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ご質疑なしと認めます。

 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

 売渡・貸付についてです。

 議案書の17ページになります。

 番号1は、37番委員、18番委員。

 番号2と番号4は、27番委員、8番委員、16番委員。

 番号3は、8番委員、27番委員、16番委員。

 番号5は、1筆目を26番委員、7番委員。

 残り3筆を34番委員、14番委員。

 続きましては、買受・借受についてです。

 議案書の20ページになります。

 番号1は、垂門、久保地区を30番委員、11番委員。

 開聞十町と仙田地区を十町東部と西部、上仙田、下仙田の各委員。

議長	以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員 議長	(各委員了解あり) それでは、議案第5号農用地あっせん申出については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。
3 番委員	本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにございませんか。 議案第1号の農地中間管理事業で使用貸借を結んだときは、渡人と受人には何か通知が行くことになってますか。
事務局 議長 委員 議長	開始日の少し前に契約書が届くようになっています。 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局に説明を求めます。
事務局	その他について、ご説明いたします。議案書の21ページをお開きください。 その他（議案書の21ページを参照して説明） 1. 9月の行事報告 2. 10月の行事予定 3. その他
議長 委員 議長	ほかにございませんか。 「なし」の声あり。 ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
事務局	これをもちまして、第15回指宿市農業委員会を閉会いたします。 全員ご起立ください。 一同礼。 (閉会 午後2時52分) 指宿市農業委員会会長 松木 茂久 議事録署名委員14番委員 _____ 議事録署名委員15番委員 _____

